

平成28年4月1日

## 株式会社タカハラ 行動計画

株式会社タカハラは「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年10月1日～平成33年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ① 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、従業員を対象とした研修を行う。
- ② 子どもの出生時に父親が取得できる配偶者出産休暇制度を従業員に周知する。
- ③ 子どもの看護休暇（法定5日）を就業規則に明文化する

目標2：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成29年4月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知
- 平成29年10月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標3：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成28年12月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成29年 1月～ 制度導入ならびに従業員への周知